

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

平成28年度 第1回会議

配付資料

(平成28年5月30日)

- 平成28年度子ども家庭部の主要な施策 ----- 1
- 子ども家庭福祉のあり方に関する検討会開催要綱 ----- 2
- 平成28年度子ども会議（子ども意見発表会）について - 3
- H29～子ども家庭部アクションプラン編成方針 ----- 4

別添

- 平成28年度「ひとり親家庭等学習支援事業」
- 保育施設及び学童保育所の受け入れ状況について
- 第3次八王子市子ども育成計画「ビジョンすくすく☆はちおうじ」の
点検・評価について（事前配付）

平成28年度 子ども家庭部の主要な施策

考え方

子ども育成計画に基づき、子ども・子育て支援制度の着実な実施及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の展開を行っていく。

重点項目

- ・待機児童の解消のための保育所・学童保育所の施設整備
- ・ひとり親家庭支援の充実
- ・子ども育成計画における施策の展開と子ども・子育て支援事業計画における量の確保(新規事業9、レベルアップ事業8)
- ・市制100周年記念事業実施

育成計画 基本方針	主な新規・レベルアップ事業
1.次代を担う子どもの育成	新)子どもフェスティバルの開催 新)赤ちゃんふれあい事業の実施 新)児童相談所設置調査研究
2.家庭の子育て力を支えるしくみづくり	充)民間保育所等施設整備 充)学童保育施設整備 充)保育士処遇改善 新)保育士宿舍借上げ支援 新)幼稚園預かり保育事業補助 新)保育支援システム購入費助成 充)家庭的保育の充実 充)義務教育就学児医療費助成の充実 充)ファミリーサポートセンターの充実
3.子どもと家庭を育むまちづくり	新)多言語版子育てガイドブックの作成 新)子どもフォーラムの実施
4.配慮が必要な子どもと家庭を支える環境づくり	充)ひとり親家庭のホームヘルプサービス 充)ひとり親家庭総合支援 新)ひとり親家庭生活力向上・学習支援

子ども家庭福祉のあり方に関する検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 平成29年4月施行予定の改正児童福祉法附則の中で、児童相談所設置に関し、新たな規定が設けられた。本市として、児童の最善の利益を優先して考

慮し、今後の国等の動向に速やかに対処するため、本市における子ども家庭福祉

のあり方及び児童相談所を設置する場合の課題の整理等について調査・研究を行い、今後の方向性について定めていくことを目的とし、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、「子ども家庭福祉のあり方に関する検討会（以下検討会という。）」を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会において参加者に意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における子ども家庭福祉のあり方及び児童相談所を設置する場合の課題に関する事。
- (2) 設置自治体（政令指定都市、中核市）等への調査結果に関する事。
- (3) 児童相談所の設置をする場合の執行体制及びスケジュールに関する事。
- (4) その他、児童相談所設置に関し、必要と考えられる事。

(開催期間)

第3条 検討会の開催期間は、平成28年5月24日から平成29年3月31日までとする。

(構成)

第4条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 児童相談所関係者 1名
- (3) 児童養護施設関係者 1名
- (4) 学校関係者 1名
- (5) 民生・児童委員関係者 1名
- (6) 里親関係者 1名
- (7) その他別表に定める関係機関の職員

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長が指名するものをもって充てる。
- 5 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故等があるときはその職務を代

理する。

(会議)

第6条 検討会は市長がこれを招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討会に第4条に掲げる者以外のものの出席を求め、意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7条 検討会の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

2 謝礼の額は、一日につき5,000円とする。

(守秘義務)

第8条 参加者は、検討会で知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。検討会

を終えた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会に対し必要な事項は、市長が別に

定める。

(施行期日)

附則

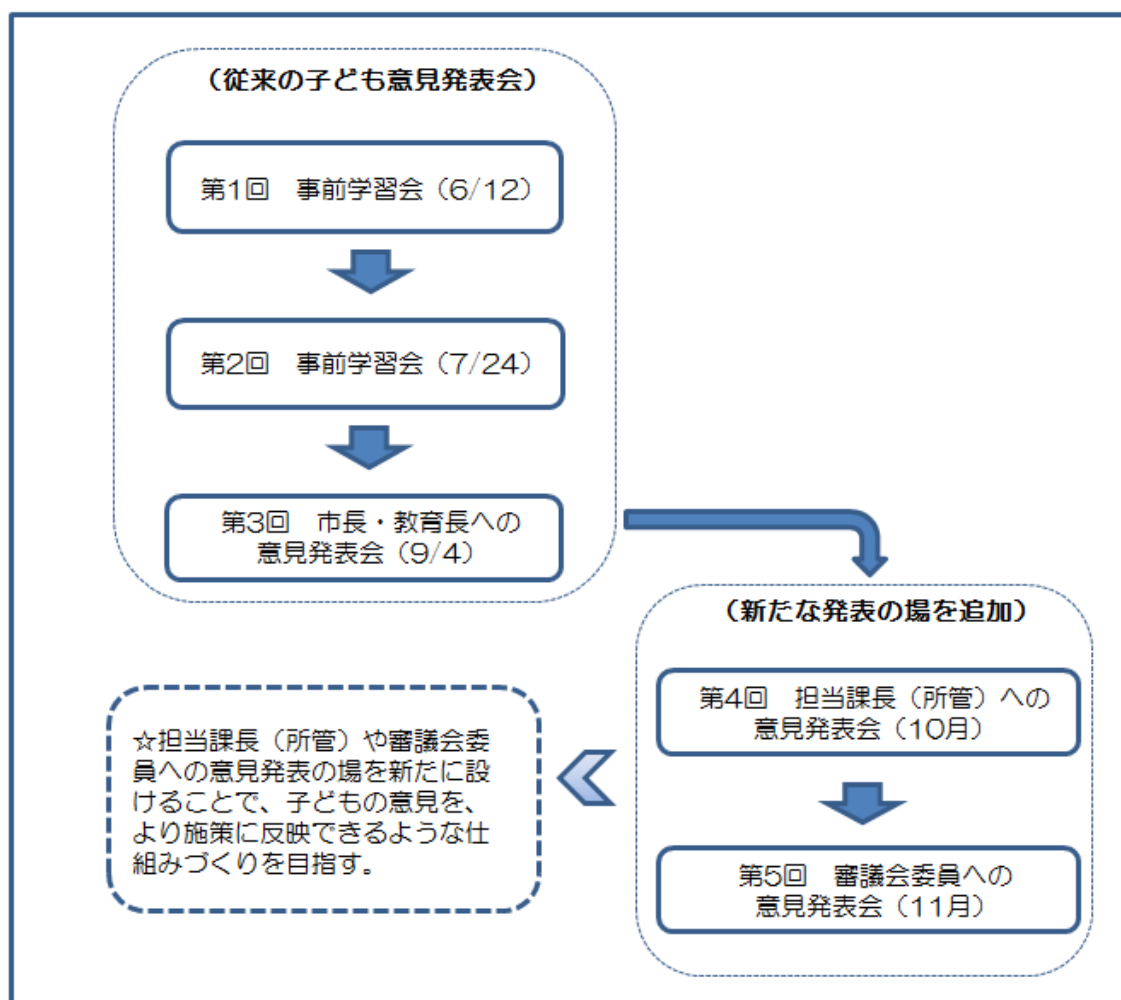
1 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。

【別表】第4条(7)関係

職	人数
・子ども家庭部長 ・総合経営部長 ・福祉部長 ・医療保険部長 ・学校教育部長 ・子ども家庭部 子どものしあわせ課長	6名

平成28年度子ども会議（子ども意見発表会）について



○募集対象

- 1) 子ども委員：小学校5年生から高校生年齢まで(5/15広報にて公募)
- 2) 学生リーダー：市内、または周辺に在住・在学の大学生（大学院生を含む）・専門学校生。

○平成28年度テーマ

「八王子の自然を活かした遊び」

H29～ 子ども家庭部 アクションプラン編成方針

考え方

子ども育成計画に基づき、子ども・子育て支援制度の着実な実施及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえたアクションプランの編成を行うものとした。

そのために、管理職のマネジメントの徹底を図りながら、執行体制を見直し、着実な施策の展開を行っていく。

アクションプラン「新規9事業、レベルアップ14事業を計上」

重点項目

- ・喫緊の課題である、待機児童の解消のための保育所・学童保育所の施設整備
- ・子どもの貧困対策及びひとり親家庭支援の充実
- ・事業計画における量の確保と育成計画における新たな施策の展開
- ・児童虐待防止に向けた取り組みの充実
- ・子どもにやさしいまちづくりの推進

育成計画 基本方針	主な新規・レベルアップ事業
1.次代を担う子どもの育成	子ども条例の検討 子どもミライ会議(100周年) 赤ちゃんふれあい事業 児童館運営
2.家庭の子育て力を支えるしくみづくり	民間保育所等施設整備 学童保育施設整備 学童保育待機児童の居場所確保 公立保育園のICT化 ファミサポ機能強化
3.子どもと家庭を育むまちづくり	
4配慮が必要な子どもと家庭を支える環境づくり	児童虐待防止ネットワーク 親子ひろばの充実 ひとり親家庭の相談強化・ふれあい事業 子どもの貧困対策